

2021年4月25日

お客さま各位

特定非営利法人 生命保険相談センター
理事長 山田 勝徳

緊急事態宣言を受けた今後の当センターの活動について

2021年4月25日より、新型コロナウイルス感染症に対する三たびの緊急事態宣言が発令されました。影響を受けられている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。昨年より当センターでは、お客さまと職員の安全を確保するため、各種対策を実施しております。この度の緊急事態宣言の発令を受け、下記各種対策の強化および一部業務の縮小を実施することと致しました。皆様にはご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【職員の在宅勤務の継続】

引き続き職員の勤務の一部を在宅にて実施致します。ご相談の予約時間の短縮、変更をお願いする場合がございますので、ご了承下さい。

【リモート相談の継続】

下記、衛生管理体制の強化を実施し感染予防を徹底したうえで、ご来場および出張によるご相談対応は継続致しますが、お客さまからのご要望により現在実施中のリモート相談も継続して受け付け致します。

ご利用いただけるアプリは「Skype」「Zoom」「Cisco Webex」となります。なおリモート相談対応可能なお客さまは東京都内在住者のみとさせていただきます。

【衛生管理体制の強化の継続】

職員のマスク着用、アルコール等による消毒のほか、換気や除菌の実施については、引き続き実施してまいります。

以上